

団体保険の保険料率改定について

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 根岸 秋男）は、「標準生命表」（※）が改定されることを受け、団体の福利厚生制度などにご活用いただいている団体保険について、2018年4月2日より保険料率を改定します。

（※）標準生命表は、保険業法により定められている、生命保険会社が積み立てる責任準備金の計算に用いる予定死亡率等を表した生命表

1. 料率改定の主な対象商品

- ・ 総合福祉団体定期保険
- ・ 団体定期保険（こども特約を含む）
- ・ 団体信用生命保険
- ・ 消費者信用団体生命保険

2. 実施時期

2018年4月2日以降の契約日、更新日、契約応当日より、新料率を適用

3. 改定後の保険料例

（1）総合福祉団体定期保険、月払、保険金額100万円あたりの保険料例

年齢	男性			女性		
	改定後	増減率	現行	改定後	増減率	現行
25歳	77円	▲11.5%	87円	50円	▲9.1%	55円
30歳	77円	▲14.4%	90円	55円	▲14.1%	64円
35歳	83円	▲19.4%	103円	71円	▲9.0%	78円
40歳	112円	▲16.4%	134円	92円	▲6.1%	98円
45歳	162円	▲19.8%	202円	121円	▲9.7%	134円
50歳	255円	▲19.8%	318円	185円	▲7.5%	200円
55歳	381円	▲24.1%	502円	254円	▲8.6%	278円
60歳	575円	▲20.8%	726円	332円	▲3.8%	345円
65歳	879円	▲21.7%	1,123円	433円	▲15.3%	511円

（注）総保険金額100億円で、同一企業体のご加入者を対象とし、ご加入者が25名以上の場合の保険料例。各団体のご契約に適用される保険料は、団体毎に異なる保険料率を用いて、ご加入者の保険金額に基づいて算出されます。また、各団体の収支によっては、割引・割増を適用することがあります。

(2) 団体定期保険、月払、保険金額100万円あたりの保険料例

年齢	男性			女性		
	改定後	増減率	現行	改定後	増減率	現行
25歳	94円	▲11.3%	106円	62円	▲8.8%	68円
30歳	95円	▲13.6%	110円	69円	▲12.7%	79円
35歳	102円	▲18.4%	125円	87円	▲8.4%	95円
40歳	136円	▲15.5%	161円	111円	▲7.5%	120円
45歳	186円	▲19.5%	231円	140円	▲9.7%	155円
50歳	276円	▲19.3%	342円	202円	▲7.3%	218円
55歳	390円	▲23.7%	511円	263円	▲8.4%	287円
60歳	584円	▲20.5%	735円	341円	▲3.7%	354円
65歳	888円	▲21.6%	1,132円	442円	▲15.0%	520円

(注) 総保険金額100億円で、所定の要件を満たす場合の保険料例。各団体のご契約に適用される保険料は、団体毎に異なる保険料率を用いて、ご加入者の保険金額に基づいて算出されます。また、各団体の収支によっては、割引・割増を適用することがあります。

(3) 団体信用生命保険、月払、保険金額100万円あたりの保険料例

年齢	男性			女性		
	改定後	増減率	現行	改定後	増減率	現行
25歳	104円	▲10.3%	116円	72円	▲7.7%	78円
30歳	105円	▲12.5%	120円	79円	▲11.2%	89円
35歳	112円	▲17.0%	135円	97円	▲7.6%	105円
40歳	146円	▲14.6%	171円	121円	▲6.9%	130円
45歳	196円	▲18.7%	241円	150円	▲9.1%	165円
50歳	286円	▲18.8%	352円	212円	▲7.0%	228円
55歳	400円	▲23.2%	521円	273円	▲8.1%	297円
60歳	594円	▲20.3%	745円	351円	▲3.6%	364円
65歳	898円	▲21.4%	1,142円	452円	▲14.7%	530円

(注1) 総保険金額100億円の場合の保険料例。各団体のご契約に適用される保険料は、団体毎に異なる保険料率を用いて、ご加入者の保険金額に基づいて算出されます。また、各団体の収支によっては、割引・割増を適用することがあります。

(注2) 消費者信用団体生命保険の保険料例は、上記の前提の場合は上表と同じです。

(4) こども特約(団体定期保険に付加するもの)

月払、保険金額100万円あたりの保険料例

改定後	増減率	現行
70円	▲12.5%	80円

4. 優良割引制度

料率改定に伴い、優良割引制度について一部内容を改定します。

(注) 優良割引制度とは、一定以上の被保険者数を有し、支払率が低率であると認められる団体保険契約について、純保険料率を軽減した特別の保険料率を適用することができる制度。

以上